

自由民主党愛知県支部連合会会長様

自由民主党愛知県連所属国會議員様

普通交付税不交付団体における  
財源充実に関する要望

令和7年11月

普通交付税不交付団体 愛知県内15市

(名古屋市、岡崎市、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市、  
安城市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、日進市、  
田原市、みよし市、長久手市)

地方交付税制度は、国が地方公共団体間の税財源の不均衡を調整し、国内における全ての自治体の住民に標準的な行政サービスを提供し得るだけの財源を保障することを目的としています。

しかしながら、各省庁が所管する国庫支出金に関して、財政力指数に基づく交付額の割り落としなどが継続されており、近年では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対応するための交付金などにおいて同様の取扱いが行われています。このような取扱いは、地方交付税による財源調整に加えた「二重の調整」であり、公平性等の観点から問題があるものと考えます。

これまで、ふるさと納税におけるワンストップ特例制度の創設、法人住民税法人税割の税率引下げ、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給、幼児教育・保育の無償化、G I G Aスクール構想の前倒しに伴う教育環境の整備、新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化など、国による十分な財源の保障がないまま、地方公共団体の負担を伴う制度改正が行われています。

特に、ふるさと納税制度は、ワンストップ特例制度における所得税控除分の負担が地方税へ転嫁されていることに加え、個人住民税の減収分について、不交付団体への補填がなく、財政運営に大きな影響を与えてています。

また、国において議論されている給食の無償化の実施に当たっては、多額の財源が必要となることが想定され、財源措置を地方交付税とした場合、不交付団体にとっては財政運営に大きな影響を与えることとなります。国の政策により開始する事業、拡大する事業等については、国が責任を持って事業実施に係る費用を補助金等にて措置すべきであり、「交付税措置」は不交付団体に対する財源負担の転嫁であると考えます。

国においては、不交付団体が置かれた状況をご理解いただき、地方財政法の趣旨に則り、交付団体・不交付団体を問わず地方の財源充実が図られるよう、次のとおり要望するものであります。

## 要 望 事 項

- 1 地方公共団体間における財源の不均衡については、地方交付税制度において調整されていることを踏まえ、財政力指数に基づく国庫支出金の割り落とし等、不交付団体に対する不合理な取扱いを行わないこと。
- 2 ふるさと納税制度について、個人住民税の流出が不交付団体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響を及ぼしていることに鑑み、制度の抜本的な見直しを行うこと。また、ワンストップ特例制度における所得税控除相当額の個人住民税減収分については、全額国費による財政措置を講ずること。
- 3 国の制度改正等により減収や地方負担を伴う場合には、地方財政法の趣旨に則り、地方交付税ではなく全額国費による財政措置を講ずること。特に、子育て支援施策や教育環境の整備等、国の責任において全国一律に実施すべき事業は、全ての地方公共団体に対して必要な財源を確実に保障すること。

なお、国において議論されている給食の無償化の実施に当たっても、全額国費による財政措置を講ずること。

令和7年11月24日

名古屋市長	広 沢 一 郎	岡崎市長	内 田 康 宏
半田市長	久 世 孝 宏	碧南市長	小 池 友 姫 子
刈谷市長	稻 垣 武	豊田市長	太 田 稔 彦
安城市長	三 星 元 人	小牧市長	山 下 史 守 朗
東海市長	花 田 勝 重	大府市長	岡 村 秀 人
高浜市長	杉 浦 康 憲	日進市長	近 藤 裕 貴
田原市長	山 下 政 良	みよし市長	小 山 祐 祐
長久手市長	佐 藤 有 美		